

受益者負担金対象事業費と負担金算定方式について

資料 4

1. 受益者負担金対象地の設定

① 対象面積

受益者負担金の対象面積としては、先の「現時点における計画区域内面積」(下表)を前提に検討します。

内訳	面積 (ha)	構成比 (%)	備考
宅地	515.3	36.3%	
雑種地	106.0	7.5%	
農地(田、畑)	605.8	42.7%	里道・水路含む
公共用地	192.9	13.6%	
国道	22.4	1.6%	
県道	15.5	1.1%	
市道	105.0	7.4%	
その他の公共用地	50.0	3.5%	市役所、振興局、公園等
合計	1,420.0	100.0%	

現時点で受益者負担金の対象面積は、このうち「宅地」「雑種地」「その他公共用地」**634.3ha**が対象となります。

地目	面積(ha)	備考
宅地	515.3	
雑種地	106.0	
公共施設用地	13.0	25%を計上
合計	634.3	

また、農地(田、畑)のうち将来一定の面積が宅地化して受益者負担金の対象となると考えると、対象面積は**634.3~1,240.1ha**の範囲になります。今回の資料では、今後大幅な宅地化は進展しないと考え、**700ha**と仮定します。

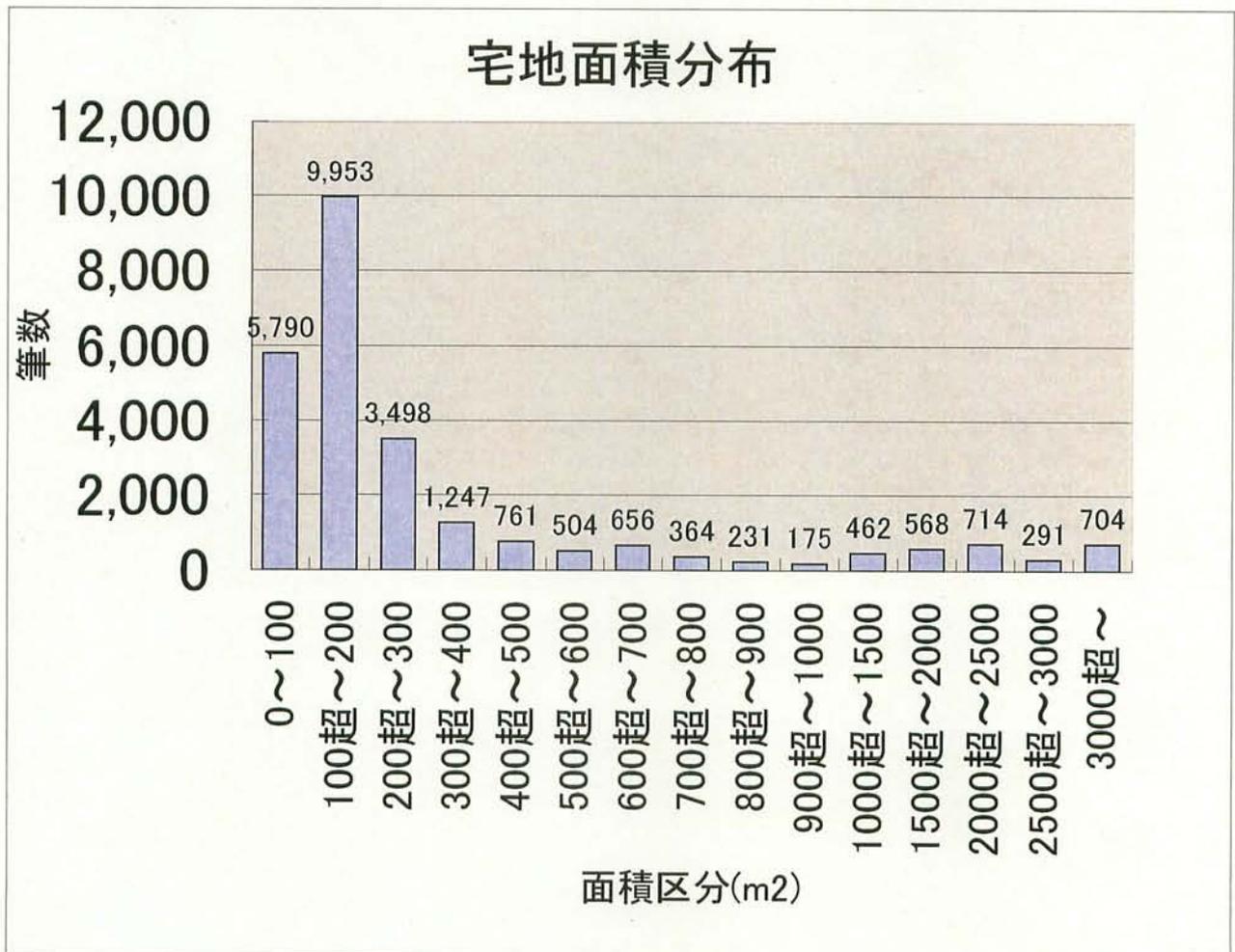
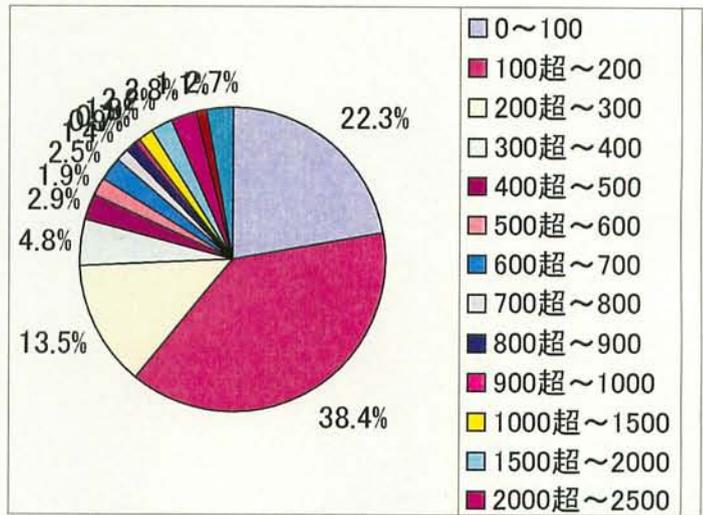
現在の宅地における1筆あたりの面積分布を次ページその累積分布を次々ページに、示します。

この分布は、固定資産税台帳から集計したものであるため、1つの世帯が複数の筆で構成されているような場合は、正確に世帯数と対応しているとは言えませんが、おおまかな傾向を把握することができます。

宅地面積において、最も比率が高いのは100~200㎡(30~60坪)の区分で、全宅地筆数(約25,000筆)の38.4%を占めます。次に多いのは100㎡(30坪)以下で22.3%、200~300㎡(60~90坪)以下で13.5%が続きます。また、累積分布で見ると、全体の約75%が300㎡以下、90%が1,000㎡以下であることが分かります。

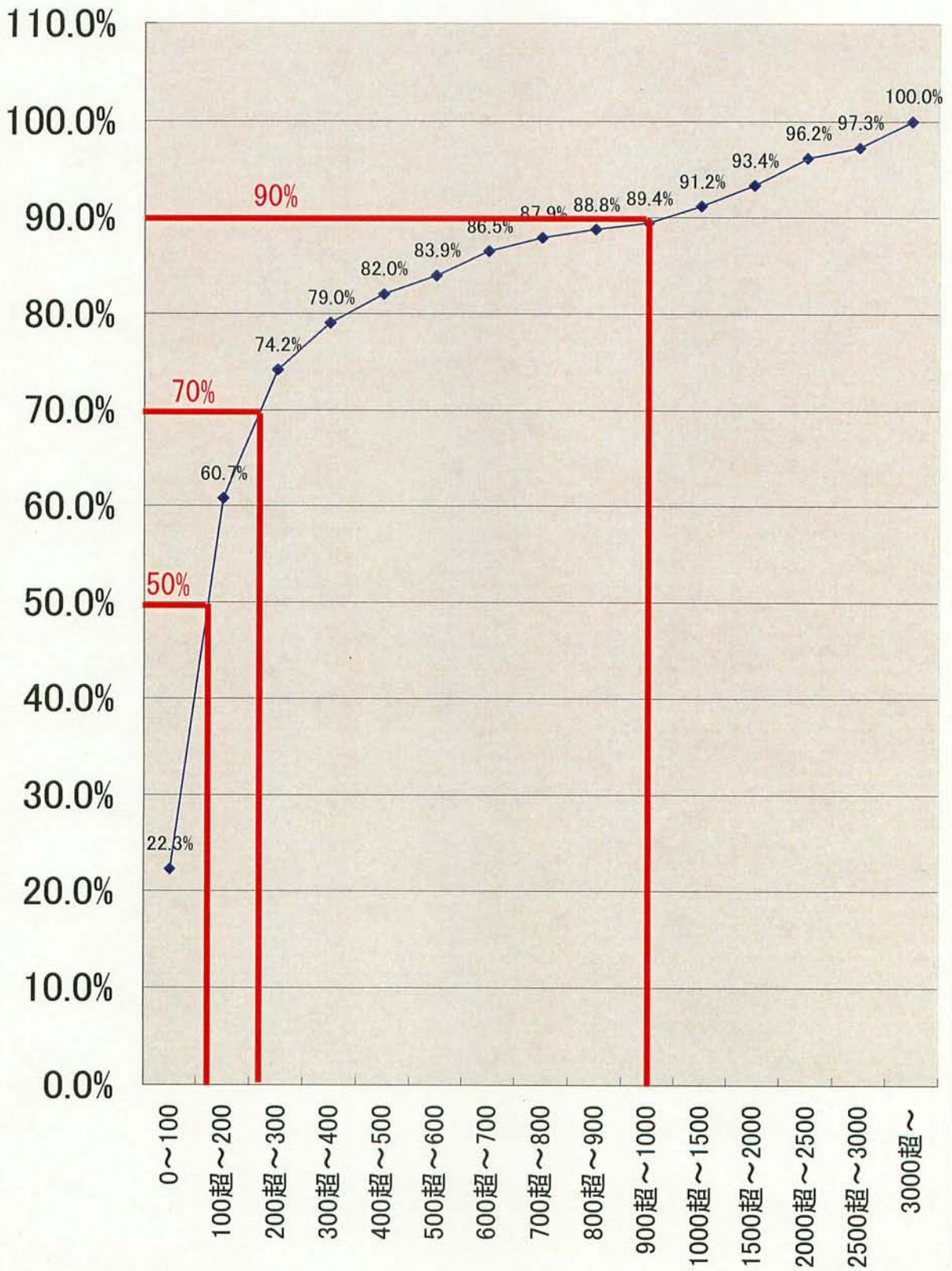
宅地面積の分布

面積	区分筆数	構成比	
0 ~	100	5,790	22.3%
100超 ~	200	9,953	38.4%
200超 ~	300	3,498	13.5%
300超 ~	400	1,247	4.8%
400超 ~	500	761	2.9%
500超 ~	600	504	1.9%
600超 ~	700	656	2.5%
700超 ~	800	364	1.4%
800超 ~	900	231	0.9%
900超 ~	1000	175	0.7%
1000超 ~	1500	462	1.8%
1500超 ~	2000	568	2.2%
2000超 ~	2500	714	2.8%
2500超 ~	3000	291	1.1%
3000超 ~		704	2.7%



一方で、1,000 m²を超える筆も2,739筆ありますが、個人所有の大半はマンション等区分所有のものであり、課税ベースでも1,000 m²を超える筆は592区画です。

累積分布



② 個別住宅世帯と集合住宅世帯

平成19年1月時点での岩出市内の総世帯19,241世帯のうち、戸建て住宅など世帯主が1人だけの世帯は11,578世帯(60.0%)でした。残り7,663世帯(40.0%)は同一住所に2人以上の世帯主が住んでいる形で居住されており、該当する住所は1,668個でした。最近は2世帯住宅に住まれている等のケースもあるため、全てがマンションやアパートではありません。固定資産税を区分所有地として負担されている方が2,518筆ありますので、これがおよその分譲マンションの世帯数と考えられます。

これらから、岩出市の種類別の世帯構成を推定すると下表の様になります。

戸建て住宅	11,578世帯	60.2%
分譲マンション	2,518世帯	13.1%
賃貸マンション、2世帯住宅の2世帯目など	5,145世帯	26.7%
計	19,241世帯	100%

世帯単位で受益者負担金を賦課する場合には、現実には賃貸マンションに住まれている世帯や、1つの住宅で2世帯住まれている2世帯目の世帯から受益者負担金を徴収することは合理的ではありませんので、現況で考えられる負担金対象世帯数は約12,000(マンションを1世帯と見た場合)～14,000世帯(分譲マンションも各世帯で賦課した場合)の範囲となります。

今回の検討では、事業所などの家庭以外の賦課対象地があり、今後も核家族化の傾向が続くと考え、受益者負担金賦課対象筆数を14,000(マンションを1世帯と見た場合)～16,000世帯(分譲マンションも各世帯で賦課した場合)と仮定します。

2. 受益者負担金対象事業費の設定

① 総事業費に対する比率による方式

下水道事業費総額に対する一定比率を受益者負担金の対象とする方式です。下水道事業費については、財政計画の中で採用している全体計画事業費(下表)を下水道事業費総額とします。

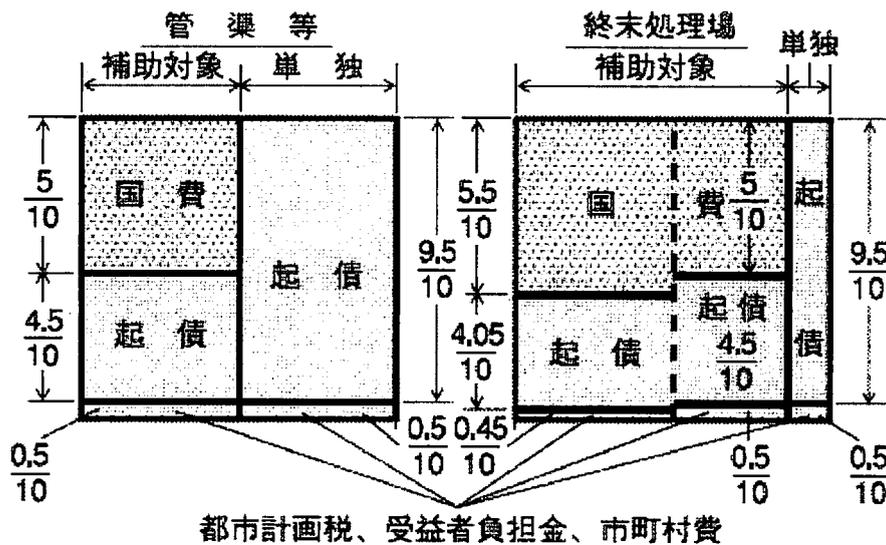
下水道事業費

公共下水道建設費	36, 531
流域下水道建設負担金	5, 898
合計	42, 429

(単位:百万円)

総事業費に対する比率としては、下水道事業の財源構成図(下図)を参考に、総事業費の5%として計算すると、①-A:1, 827百万円(公共下水道のみ)～①-B:2, 121百万円(流域下水道含む)が対象事業費となります。

下水道財源構成図



② 末端管渠整備費相当額を対象額とする方式

「第3次下水道財政研究委員会の提言」(昭和48年)以降、受益者負担金対象額の考え方として広く取り入れられている方式です。ただし、この「末端管渠」に関する公式な定義は無く、自治体によって考え方がまちまちなのが実情です。今回の検討では「末端管渠整備費」、②-A:公共下水道建設費のうち、国費(補助金)を除いた額を対象とする、②-B:公共下水道建設費のうち、補助対象とならない単独事業費を対象とする、②-C:各家庭へ設置する公共ますと取付管整備費を対象とする、の3通りを検討します。

②-A:国費(補助金)を除いた額を対象額とする方式

財政計画(第6回資料参照)における、公共下水道建設費の財源内訳は次ページの表に示すとおりです。これから、国費(補助金)を除いた額は、

公共下水道建設費の財源内訳

国費(補助金)	11,873
起債	22,833
一般市費	1,825
合計	36,531

$$36,531 - 11,873 = 24,658 \text{ (百万円)}$$

となります。この全額を受益者負担金とすることは負担が大きくなりすぎる上、現実には補助金を除いた額の大半は起債(借金)によって後年度の負担となることから、農道や水路改修での地元負担率(20%)をかけて対象額とします。

$$24,658 \times 0.2 = \underline{4,932 \text{ (百万円)}}$$

②-B: 補助対象とならない単独事業費を対象額とする方式

同様に、財政計画における補助対象事業費、単独事業費は下表のとおりです。

公共下水道建設費の補助・単独内訳

補助対象事業	23,744
単独事業	12,787
合計	36,531

同表より、補助対象とならない単独事業費は12,787(百万円)となります。②-Aと同様に、負担率(20%)をかけて対象額とします。

$$12,787 \times 0.2 = \underline{2,557 \text{ (百万円)}}$$

②-C: 家庭へ設置する公共ますと取付管整備費を対象方式

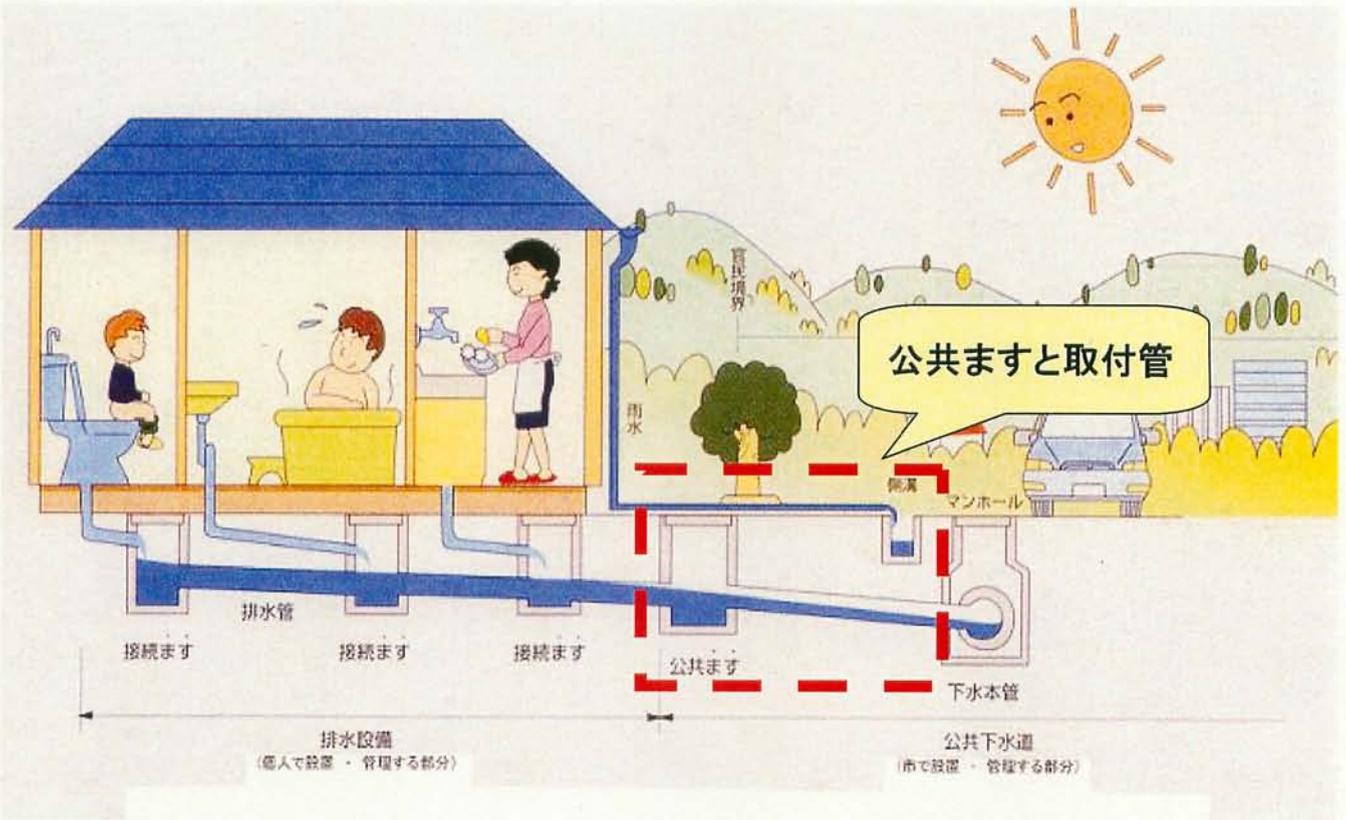
各家庭に設置する公共ますと、公共ますから下水道本管までの取付管を「末端管渠」とみなす方式です。下水道を利用する世帯毎に公共ますは最低1箇所設置されますので、最も狭い意味での末端管渠と言えます。

公共ますと取付管の設置費用は、道路の広さや敷地の高さなどによって大きく変わりますが、ここでは、現在の工事で一般的に使用されている公共ます(深さ80cm)と、5m道路埋設された下水道本管から2.5mの取付管を設置する費用を試算しました。(次ページ表)

これを標準的なます設置費用とし、前述(2ページ)の受益者負担金対象筆数14,000筆をかけると、

$$73,500 \times 14,000 = \underline{1,029 \text{ (百万円)}}$$

となります。



公共ますと取付管設置費用

名称	金額	備考
材料代	16,193	ます、取付管
施工費	23,114	
処分費	2,393	残土、アスファルト殻
諸経費	28,300	
計(税抜き)	70,000	
計(税込み)	73,500	×1.05

3. 負担金算定方式について

負担金算定方式については、「地積割方式」「定額方式」「区分定額方式」「比例方式」「それらの組合せ方式」が考えられます。(それぞれの方式の説明については第10回資料4を参照)

このうち、比例方式については世帯人員や建物面積、使用水量によって受益者負担金の額を変えるもので、世帯構成や土地利用形態、水量があまり変わらない地方部で多く採用されていますが、住民の異動が多かったり、開発による土地利用形態の変化が続いている岩出市にはあまり適さないと考えられますので、それ以外の4方式を検討します。

[I] 地籍割方式

受益者負担金対象額を、負担金対象面積(700ha)で割ることで単価を決定します。
 前述の対象額によって、面積当り単価が変わります。(下表)

		対象額の説明	負担金 対象額	地籍割方式
				負担金単価
①-	A	公共下水道建設費の5%	1,827 百万円	261 円/m ²
	B	公共+流域建設費の5%	2,121 百万円	303 円/m ²
②-	A	国費以外の20%	4,932 百万円	704 円/m ²
	B	単独事業費の20%	2,557 百万円	365 円/m ²
	C	ます・取付管設置費	1,029 百万円	147 円/m ²

[II] 定額方式

受益者負担金対象額を、負担金対象筆数で割ることで1区画当りの単価とします。II-A:マンションなどの集合住宅は1区画と見る場合、とII-B:集合住宅は各世帯で1区画と見る場合が考えられます。(下表)

		対象額の説明	負担金 対象額	定額方式A	定額方式B
				負担金単価	負担金単価
①-	A	公共下水道建設費の5%	1,827 百万円	130,500 円/区画	114,188 円/区画
	B	公共+流域建設費の5%	2,121 百万円	151,500 円/区画	132,563 円/区画
②-	A	国費以外の20%	4,932 百万円	352,286 円/区画	308,250 円/区画
	B	単独事業費の20%	2,557 百万円	182,643 円/区画	159,813 円/区画
	C	ます・取付管設置費	1,029 百万円	73,500 円/区画	64,313 円/区画

[Ⅲ]区分定額方式

基本は定額方式ですが、一定面積以上の区画については、それ未満の2倍の金額を賦課します。区分は、Ⅲ-A:全区画の約75%が収まる300㎡、Ⅲ-B:全区画の約90%が収まる1,000㎡の2通りで検討します。なお、区分定額方式ではある程度面積が反映されるので、対象区画数はマンションを1区画とした場合(14,000区画)で試算します。

Ⅲ-Aでは、約25%の区画からは2倍の負担金収入を期待できますので、標準単価は対象額を17,500区画(14,000×1.25)で割ります。Ⅲ-Bでは約10%の区画から2倍の負担金収入を期待できますので、15,400区画(14,000×1.1)で割ります。これらをまとめると下表の様になります。

		対象額の説明	負担金 対象額	区分定額A	区分定額B
				負担金単価	負担金単価
①-	A	公共下水道建設費の5%	1,827 百万円	104,400 円/区画	118,636 円/区画
	B	公共+流域建設費の5%	2,121 百万円	121,200 円/区画	137,727 円/区画
②-	A	国費以外の20%	4,932 百万円	281,829 円/区画	320,260 円/区画
	B	単独事業費の20%	2,557 百万円	146,114 円/区画	166,039 円/区画
	C	ます・取付管設置費	1,029 百万円	58,800 円/区画	66,818 円/区画

[Ⅳ]組合せ方式

定額方式と、地積割方式の折衷案です。各区画に設置されているます・取付管設置費(73,500円)は均一に賦課し、各方式の対象額との差額を地積割で賦課します。ます設置の実費を直接各戸から徴収し、全体の対象額との差額は土地の面積に比例させて徴収するという考え方です。

		対象額の説明	負担金 対象額	区分定額B
				負担金単価
①-	A	公共下水道建設費の5%	1,827 百万円	73,500円/区画 + 114円/㎡
	B	公共+流域建設費の5%	2,121 百万円	73,500円/区画 + 156円/㎡
②-	A	国費以外の20%	4,932 百万円	73,500円/区画 + 558円/㎡
	B	単独事業費の20%	2,557 百万円	73,500円/区画 + 218円/㎡
	C	ます・取付管設置費	1,029 百万円	Ⅱ-Aと同じ

4. 負担金対象額と賦課方式についてのまとめ

これまでの比較したパターンを別紙にまとめて示します。各パターンは3段で表記し、上段は150㎡の場合、中段は500㎡の場合、下段は1,000㎡の場合を表します。

これらを比較するとそれぞれの負担金対象額と賦課方式の特徴を見ることができます。これらの特徴を考慮のうえ、本市に適した対象額と賦課方式を議論いただくようお願いいたします。

負担金対象額について

① 総事業費に対する比率による方式

5%であれば、現在の下水道財政制度において市町村が独自に財源措置すべき金額と対応しているため、金額としては説明がしやすい方式です。一方で下水道使用料検討時の財政計画に見られるように、本来使用料でまかなうべき起債償還費を長期に渡ってまかなえない岩出市においては、建設費の財源としての寄与は十分とは言えないとの考え方もできます。

② 末端管渠整備費相当額を対象額とする方式

下水道財政研究委員会の提言を踏まえた方式であり、全国的にも広く採用されているとされていますが「末端管渠」の定義が一樣ではなく、自治体によって考え方に違いがある方式でもあります。②-A、Bの様に、国費以外の事業費を対象とする方式では、①に比べて建設費の財源として大きく寄与することが期待できる半面、対象額が巨額になることで受益者負担金の徴収が困難になる可能性があります。②-Cは末端管渠を極力小さい範囲で捉えることで、下水道の利用に最低限必要な費用として利用者の理解を得やすい対象額とすることができます。一方で対象額は①よりも更に小さく、建設費の財源として一般市費(税金)を投入せざるを得ないこととなります。

賦課方式について

[Ⅰ] 地積割方式

全国的に見れば最も広く採用されている方式であり、土地の面積という客観的な指標で受益者負担金額が決まるため、土地取引や開発の盛んな都市では誤解の余地が少ない方式です。

一方で、土地取引や開発の余り盛んでない地方部においては、敷地面積が広くても居住人員が少ない世帯が少なくなく、地積割では下水道の受益の程度を反映していないとの反発が多くなると考えられます。また、合流式・あるいは分流雨水式の下水道を採用している自治体では、浸水対策としての下水道の効果から地積割の妥当性を説明しているケースもあります。

[Ⅱ] 定額方式

上記の様な地方部において分流汚水式下水道を実施している自治体で採用されるケースが増えている方式です。地積割とは逆に、敷地面積と負担金を無関係にしていることから、世帯あたりの人数が均質な地域では受益の感覚と一致しやすい方式ですが、敷地面積にばらつきのある地域では、地積割と比較して不公平感の指摘を受ける可能性があります。

[Ⅲ] 区分定額方式

定額方式を改変して、一定の区分(敷地面積や居住人数など)に応じて定額をいくつかの階層に区分します。敷地面積にバラつきが大きく、2極化しているような地域では実態に整合すると

考えられますが、区分を設ける必然性に乏しく、区分を直近で超えるような利用者からは批判を受ける可能性があります。

[IV] 組合せ方式

都市部と地方部の間に位置する岩出市の特性を考慮し、定額制と地積割を組み合わせた折衷案で、敷地面積による負担金額の変動を抑えつつ、均一金額とはならないように考えた方法です。ただし、ます設置費に根拠を置いているので、複数のますを設置した土地は負担金が割高になります。

負担金試算比較表

(単位:円)

		負担金対象額 (百万円)	敷地面積	[I]	[II]		[III]		[IV]	備考
				地積割方式	A	B	A	B	組合せ方式	
					定額方式 (集合住宅区 分無し)	定額方式 (集合住宅区 分有り)	区分定額方式 (300㎡2段階)	区分定額方式 (1,000㎡ 2段階)		
①-	A 公共下水道建設 費の5%	1,827	150m2	39,150	130,500	114,188	104,400	118,636	90,600	
			500m2	130,500	130,500	114,188	208,800	118,636	130,500	
			1,000m2	261,000	130,500	114,188	208,800	237,272	187,500	
	B 公共+流域建設 費の5%	2,121	150m2	45,450	151,500	132,563	121,200	137,727	96,900	
			500m2	151,500	151,500	132,563	242,400	137,727	151,500	
			1,000m2	303,000	151,500	132,563	242,400	275,454	229,500	
②-	A 国費以外の20%	4,932	150m2	105,600	352,286	308,250	281,829	320,260	157,200	
			500m2	352,000	352,286	308,250	563,658	320,260	352,500	
			1,000m2	704,000	352,286	308,250	563,658	640,520	631,500	
	B 単独事業費の 20%	2,557	150m2	54,750	182,643	159,813	146,114	166,039	106,200	
			500m2	182,500	182,643	159,813	292,228	166,039	182,500	
			1,000m2	365,000	182,643	159,813	292,228	332,078	291,500	
	C ます・取付管設 置費	1,029	150m2	22,050	73,500	64,313	58,800	66,818	73,500	
			500m2	73,500	73,500	64,313	117,600	66,818	73,500	
			1,000m2	147,000	73,500	64,313	117,600	133,636	73,500	